

**新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営について
(案)**

**令和2年7月
川崎市総務企画局危機管理室**

目次

1. はじめに
2. 市民の方々へのお願い
3. 避難所における基本的な感染対策
4. 避難所運営に関する開設・運営
5. その他

【参考資料1】 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について(内閣府)

【参考資料2】 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)

【参考資料3】 感染症対策へのご協力をお願いします(厚生労働省)

【参考資料4】 咳エチケットで感染拡大防止(国立感染症研究所)

【参考資料5】 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。(厚生労働省)

この案内は、新型コロナウイルス感染症の全容がはっきりしておらず、避難所における感染症対策としての前例がない中で作成したものであり、人命を守ることを最優先としつつ、避難所での感染リスクをいかにして軽減するかを主眼に置き、他都市との情報共有や専門家の意見を参考に作成したものです。

避難所運営に携わっていただく自主防災組織をはじめとする地域の皆様におかれましては、震災時に限り運営協力をお願いする原則に変わりはありませんが、令和元年度東日本台風のような大規模な風水害時には、お声掛けをする可能性もあり、震災時など職員が参集に遅れる可能性もあることから、ご紹介するものです。

また、この内容通りに避難所運営を実施したとしても、感染症リスクは「0(ゼロ)」とはなりませんし、「発熱状態＝感染」という単純な判断では済まない部分もありますので、運用に際しては細心の注意が必要となることを御承知おきください。

1. はじめに

感染症対策としての避難（場）所開設については、「密閉・密集・密接」の3密を避けることが最大の課題となっていることから、市民の皆さまには「平常時から自宅のハザードを確認すること」に加え「知人宅や親類宅などへの避難」など新たな検討をお願いしています。

コロナ禍であっても、震災や迫りくる台風などによる風水害から、生命を守るための行動として、ご自宅での生活が困難になった方などが、躊躇なく避難できる環境づくりは必要であり、様々な災害の状況に依じての役割は果たさなければなりません。

避難（場）所への避難や、避難所での生活をせざるを得ない方々を前提としたコロナ禍における「避難所の開設・運営について」手順をまとめましたので、避難所運営会議や自主防災組織の皆様には、いざという時の備えとして、ご一読いただきますよう、お願いいたします。

2. 市民の方々へのお願い

災害には、予期できるものと、予期できないものがあります。どちらにも、必要なことは「事前に準備をしておくこと」です。

日頃から準備をしておくことで、いざという時に安心して対応ができます。

準備とは、備蓄物資を備えておくことだけではなく、ご自宅にはどのようなハザードがあるか、水害であれば浸水想定区域にあるのか、浸水想定は何mなのか、垂直避難をすればよいのか、そのために必要なものは何か等、あらかじめ考えて非常時の備えをしておくことで、慌てることなく行動できることと考えます。

例えば、「避難」＝「非常食」が必要と考えている方も多くいると思いますが、台風などにより緊急避難場所に避難するときは、「おにぎり」や「サンドイッチ」などを作り、持参いただく時間的な余裕がありますので、自分なりの備えも有効となります。（カップラーメンやみそ汁などはお湯が必要になるため、提供できないことも考えられます）

◎平常時から備蓄をお願いします。（携帯トイレ・食料・飲料水・液体ミルク等）

◎自宅に留まることで、安全が確保できる時は、在宅避難をお願いします。

◎避難（場）所以外にも、避難先の検討をお願いします。（知人・親類宅等）

◎避難（場）所に避難するときは、マスクを着用してきてください。

可能な限り、各自で体温計を持参していただくようお願いいたします。

◎避難（場）所では、職員の指示及びルールを守っていただき、円滑な避難所運営に御理解・御協力をお願いします。

3. 避難所における基本的な感染対策

事前の対策を講じるとともに、避難者に注意喚起します。

(1) 3つの密を避ける

・《密閉を避けましょう》

⇒30分に1回、数分程度、窓を開け換気をします。(複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放する)

・《密集を避けましょう》

⇒自宅のハザードを確認し、垂直避難や親戚・友人の家等への避難を検討していただくことを、日頃から事前周知(話題にする)します。

・《密接を避けましょう》

⇒避難スペース(多くの人が集まる場所)では、大声などでの会話を慎んでいただくなどの配慮をお願いします。

(2) 人と人との距離を保つ

・避難された方(世帯は1区画にまとまる)の距離は、できるだけ2m空けることを原則として、2mが確保できない場合でも、飛沫感染の防止を心掛けます。

(3) マスクの着用が原則

・避難者に対しマスクの着用の徹底を周知します。マスクを持参しなかった方及び避難が長期化した場合については、備蓄物資から提供します。

(4) 手洗いなどの手指衛生の徹底

・手洗い、アルコール消毒による手指消毒の徹底は、本人だけでなく周辺の避難者への安心に繋がります。

4. 避難所運営に関する開設・運営

(1) 事前準備

避難(場)所を運営する場合、感染リスクを軽減することが重要になります。そのためには事前準備が大切となりますので下記のとおり対策を行います。

マスク着用、手指消毒液の配置など基本的な対策のほか、施設管理者と事前に協議したうえで、避難所では「健常者」「要配慮者スペース」、「発熱・体調不良者」、「健康(経過)観察者用」の4つのゾーンを設けて、避難所運営を行います。

なお、予期できる災害(台風等)の際、原則、自宅療養されている方は、避難所への避難ではなく、適切な施設への避難ができるよう対策しています。

ア 健常者や要配慮者と、発熱・体調不良者、健康(経過)観察者との接触を避けるため、できるだけ動線やトイレなどを分けます。

イ 手指用消毒液を、受付やトイレ、各スペース出入口等に配置します。

ウ 避難者対応する職員の感染対策として、マスクやニトリル手袋のほか、必要に応じてサージカルガウンの代替品(ポンチョ)等を使用します。

(参考) 感染リスク軽減のために使用する備蓄物資

新型コロナウイルス感染症対策として、各避難所備蓄している(今後購入予定も有)物品一覧

品名	数量	仕様等
非接触型体温計	1本	1秒検温(予定)
マスク	900枚	(予定)
手指用消毒液	12本	(予定)
施設用消毒液	5本	
ニトリル手袋	50組	
フェイスシールド	10枚	
ポンチョ(ガウン代替品)	20着	薄手のビニール製
ペーパータオル	200枚入	トイレに配置(予定)
テント ※	5基	ポップアップ式テント(予定)
簡易ベッド ※	5台	折り畳み式(予定)

※は、発熱・体調不良者、健康(経過)観察者に使用を予定しています。

(2) 避難(場)所開設

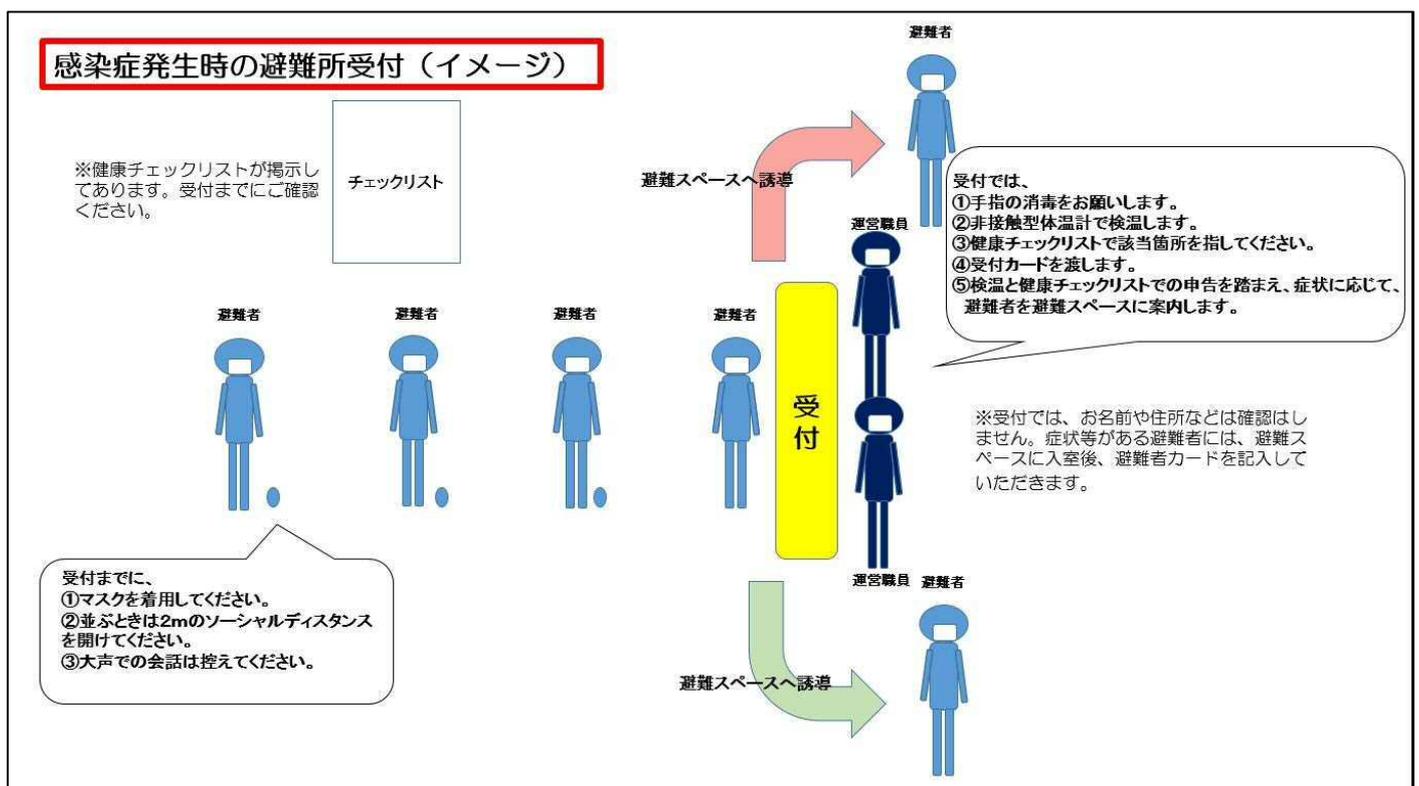
ア 避難された方への初動対応

- ・昇降口等で、密にならないよう間隔に注意します。
- ・マスクの着用、手指の消毒を徹底してもらいます。
- ・避難された方に掲示物を確認してもらい、大声での会話は控えるようお願いいたします。

イ 受付

- ・受付担当職員は、マスクとニトリル手袋を着用し対応します。
- ・非接触型体温計で、体温を計測します。
- ・避難時の健康チェックリストにあるゾーンを確認してもらい指さし(※)してもらいます。
- ・指さしによる申告を受け、該当ゾーンに移動してもらいます(案内)。

※指さしとは、体調等を4つの分類から選択してもらう際、対話による飛沫感染を防ぐため行うもの



(3) 避難者への対応

ア 健常者及び要配慮者への対応

- ・換気や人と人との距離に注意します。
- ・感染リスク軽減のため、大声での会話はご遠慮いただくよう協力をお願いします。
- ・避難者が、避難後に体調が悪くなった場合、職員は体温を計測するなど、状況に応じて体調不良者のスペースに移動してもらいます。

イ 発熱・体調不良者及び健康（経過）観察者

- ・職員は、マスク・ニトリル手袋のほか、フェイスシールドやポンチョを着用します。
- ・発熱・体調不良者及び健康（経過）観察者ゾーンへ避難された方に対しては、入室後にそれぞれの避難者シート（健康チェックリスト）に記入してもらいます。（おおよそ8時間後に再度、記入してもらいます）
- ・健康（経過）観察者は、スペースを複数人で使用する場合、テント等を使用し、分離することを原則とします。
- ・発熱・体調不良者及び健康（経過）観察者ともに、症状の悪化や訴えがあった場合は救急車を要請します。なお、健康（経過）観察者の場合は、その後区本部と調整し、受入病院等について、調整を行います。

ウ 個人情報について

健康チェックリストをはじめとする全ての個人情報の取扱は、漏えい等に十分注意します。

(4) 避難所運営を行う上での注意すべき点

ア 避難者向け

- ① マスクの着用、手洗い及び手指消毒の徹底を周知する。
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」は新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本となりますので、周知徹底を図ります。
- ② 十分な換気への協力
感染リスクを軽減するためには、定期的な換気を行うことが重要で、必要に応じて換気を行うことを、避難者にも理解・協力をお願いします。
- ③ 避難（場）所ルールの厳守
避難（場）所は多くの人が集まる場所です。本市の定めたルールを基本として、避難所の特性も加味したものを厳守するようお願いいたします。
- ④ 避難（場）所について
避難（場）所は一部を除き、子どもたちの「学びの場所」である「学校」です。施設を使用する間は、必要なもの以外は触れないよう、周知徹底をお願いします。また、清潔に使用するよう協力をお願いいたします。
- ⑤ ごみについて
避難所で発生したゴミ（使用したティッシュペーパーや食べ物の袋等含む）については、原則、避難者の方にお持ち帰りいただきますので、周知徹底をお願いいたします。

イ 職員（運営者）向け

- ① マスクの着用、手洗い及び手指消毒の徹底
運営側も、基本的な感染対策として、手洗い及び手指消毒を徹底します

② 避難（場）所の十分な換気の実施

30分に1回、数分程度、窓を開け換気します。（複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放します。）

③ 適宜、清掃を実施

ドアノブや手すり等、多くの人が触る箇所については、施設用消毒液を用いて、適宜、拭き掃除を実施します。

また、トイレや水道の蛇口なども同様に消毒・清掃します。

(6) **施設閉鎖時の消毒**

避難所を閉鎖する際は、国立感染症研究所から2020年3月5日に出された「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」を基に消毒を実施します。

・高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、患者が発生した際、大掛かりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用したトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）、またはアルコール（70%）による清拭を毎日実施することを推奨する。

5. その他

本案内は、国や県からの通知、感染症に関する専門分野等の資料を参考として、本市職員向けの新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを基に作成したものです。

また、感染症に関する対策や知見（情報）も策定時から変化することがありますので、最新の情報を参考とするなど、柔軟な運用をお願いします。

令和2年4月7日
事務連絡各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いいたします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」*における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会HP）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

改訂 2020 年 4 月 7 日

国立感染症研究所
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

この文書は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

1 医療関係者の感染予防策

COVID-19 の院内感染クラスターの発生増加を踏まえ、2020 年 4 月 5 日現在で、これまでに確認された院内感染クラスターの発端者を発症日に基づいて推定すると患者が 70%、医療関係者が 30%であった。医療関係者が新型コロナウイルス感染症に感染する類型としては、「①COVID-19 と診断または疑われている患者を診察して感染」、「②COVID-19 と診断または疑われていない患者から感染」、「③市中や医療従事者間での感染」、に分類される。医療関係者は感染者に曝露する機会が多だけでなく、いったん感染すると自身が院内感染の原因となりうることを考慮すると、医療関係者は①～③どの場面においても、それぞれの類型に応じた十分な感染防止策を講じる必要がある。

「①COVID-19 と診断または疑われている患者を診察して感染」することを防ぐためには、「2 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診察時の感染予防策」（後述）を徹底することが重要である。

「②COVID-19 と診断または疑われていない患者から感染」することを防ぐためには、COVID-19 の疑いに関わらず、原則として以下は常に行うべきである。

- ・ 外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者どうしが、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- ・ 医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。
- ・ 風邪の症状や発熱のある患者や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある患者は迅速に隔離し、状況に応じて PCR 検査の実施を考慮する。

「③市中や医療従事者間での感染」することを防ぐためには、

- ・ 医療者が日常生活において高リスクな環境（3密）を徹底的に避けて感染しないことが最も重要である。

- ・院内では院内感染対策を徹底し、事務室や医療者控室では、密集を避けて換気をするこ、共用物を減らすこと、集団で食事をする際にはリスクがあることを認識することが重要である。
- ・医療機器等実用機器はこまめに消毒することが必要である。
- ・医療従事者は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には職場には行かず、電話等で職場管理者と相談する。

2 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診療時の感染予防策

COVID-19 患者（確定例）、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う

II 診察室および入院病床は個室が望ましい

III 診察室および入院病床は陰圧室である必要はないが、十分換気する

IV 1) 上気道の検体採取を実施する場合（鼻咽頭ぬぐい液採取等）

サージカルマスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン（不足の場合はエプロン可）、手袋を装着する

2) エアロゾルが発生する可能性のある手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）

N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する

なお、職員（受付、案内係、警備員など）も標準予防策を遵守する。

・N95 マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行い、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔を触れないようにする。

・手袋、帽子、ガウン、覆布（ドレープ）、機器や患者環境の被覆材などには、可能なかぎり使い捨て製品を使用する。使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して患者環境（病室など）より持ち出し、焼却処理する。リネン類の洗濯にあたっては、通常の 80℃・10 分間の熱水消毒後、洗浄を行う。

3 自宅等での感染予防策

・「濃厚接触者」については、健康観察期間中において、咳エチケットと手洗いを徹底するように保健所が指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える。不要不急の外出はできる限り控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けることを願います。

・外出時や同居者等と接触する際のサージカルマスク着用と手指衛生などの感染予防策を指導する。

・濃厚接触者と同居している者にはサージカルマスクの着用および手指衛生を遵守するように

伝える。

・濃厚接触者が着用しているマスクについて、一度着用したものは、食卓などに放置せず廃棄するようにする。また、マスクを触った後は、必ず手指衛生をすることを指導する。

・濃厚接触者が発熱または呼吸器症状を呈し医療機関を受診する際には、保健所に連絡の上、受診を勧められた医療機関を受診する。

・廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りで良い。

*積極的疫学調査時の感染予防策については、「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領」を参考にする

4 環境整備

・環境中における新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の残存期間は現時点では不明である。他のコロナウイルスに関しては、20 程度程度の室温におけるプラスチック上で、SARS-CoV では 6～9 日、MERS-CoV では 48 時間以上とする研究がある。

・インフルエンザウイルス A (H1N1) pdm09 の残存期間は数時間程度であり、SARS-CoV、MERS-CoV はインフルエンザウイルスに比較して残存期間が長い。SARS-CoV-2 についてもインフルエンザウイルスに比較して環境中に長く残存する可能性があるため、以下のような対応を推奨する。

・医療機関においては、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。詳細については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」等を参考にする。

・高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、患者が発生した際、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム (1,000ppm)、またはアルコール (70%) による清拭を毎日実施することを推奨する。急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。体液、血液等が付着した箇所の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き (SARS や MERS の箇所) を参照すること。

・症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要である。

5 関係者が感染者であった際の対応について

「3 環境整備」に準じて消毒等対応を行い、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に従って、濃厚接触者の特定を行う。一律に部分的、全体的施設閉鎖等を考慮すべきではない。患者発生状況や、疫学調査の結果を踏まえ、必要な場合には保健所と相談の上、対応を決定する。

参考

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.pdf

WHO : Home care for patients with suspected novel coronavirus (nCoV) infection presenting with mild symptoms and management of contacts

[https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts](https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-(ncov)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts)

WHO : Infection prevention and control during health care when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected

[https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-is-suspected-20200125](https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-(ncov)-infection-is-suspected-20200125)

WHO : Advice on the use of masks the community, during home care and in health care settings in the context of the novel coronavirus (2019-nCoV) outbreak

[https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)-outbreak](https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-(2019-ncov)-outbreak)

厚生労働省健康局結核感染症課長： 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（健感発1227第1号）、平成30年12月27日

国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年3月12日暫定版）



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



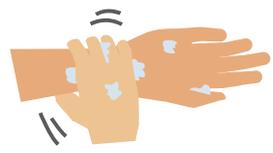
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



咳エチケットで感染拡大防止

咳やくしゃみの飛沫により感染症を他人に感染させないために

咳エチケット



ティッシュ・ハンカチなどで
口や鼻を覆う



上着の内側や袖で覆う



マスクを着用する

現在、マスク不足で心配されているかと思います。

お手元にマスクがなくて、マスクを自作する場合には、次のことにお気をつけください。

自作マスクで
気をつけること

口をしっかり塞ぐことで、
飛沫（くしゃみなどの飛び散り）
を防ぐ効果があります。



口と鼻を
しっかり覆う



できるだけ
密着させる



毎日手洗いし
清潔にする



マスクについて

マスクの表面は、汚れていると考え、触らないようにしましょう。また触ってしまった場合には手洗いをしましょう。感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないようにしてください。マスクは、症状等ある方が飛沫によって他人に感染させないために有効です。一方で、他人からの飛沫を防ぐ予防効果は相当混み合っていない限り、あまり認められていません。

YouTube
布マスクの
手洗い動画



新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。

NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) [検索](#)

[こちらをクリック](#)



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶
[こちらをクリック](#)

